様式第4号(第4条関係)

（表）

屋外広告物安全点検報告書

　　年　月　日

（あて先）松江市長

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　）　　　－

法人にあっては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 広告物又は掲出物件の種類 | |  | | | | | | | | |
| 設置場所 | |  | | | | | | | | |
| 設置年月日 | | 年　月　日 | | 点検年月日 | | | | 年　月　日 | | |
| 点検者（管理者） | | 氏　　名 |  | | 該当要件(資格等) | |  | | | |
| 所　　属 |  | | | | | | | |
| 所在地 |  | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | | |
| 点検  箇所 | 点検項目 | | | | | 異常の  有・無 | | | | 改善の概要 |
| 基礎部・  上部構造 | ①上部構造全体の傾斜、ぐらつき | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ②基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| 支持部 | ④鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑤鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| 取付部 | ⑥アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑦溶接部の劣化、コーキングの劣化等 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑧取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| 広告板 | ⑨表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑩側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑪広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑫表示面の汚染、変色又は剥離 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| 照明装置 | ⑬照明装置の不点灯、不発光 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑭照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑮周辺機器の劣化、破損 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| その他 | ⑯装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品の腐食、破損 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑰避雷針の腐食、損傷 | | | | | 有 | | | 無 |  |
| ⑱その他点検した事項（　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | 有 | | | 無 |  |

注）提出にあたっては、「報告書の提出にあたっての注意事項」を確認すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

報告書の提出にあたっての注意事項

【点検要領】

1　許可の有効期間の更新の申請前6月以内に、更新対象のすべての広告物等について、点検箇所・点検項目に沿って点検を実施すること。

2　広告物等の上端の高さが地盤面から4メートルを超えるものであるときは、次のいずれかの該当要件（資格等）を有する者に点検を依頼し実施すること。

　該当要件（資格等）

(1)　屋外広告士　(2)　一・二級建築士　(3)　一・二種電気工事士

(4)　一～三種電気主任技術者　(5)　屋外広告物点検技能講習修了者

ただし、次に掲げる広告物等の場合は、該当要件（資格等）は不要。

(1)　簡易広告物

(2)　建築物の屋根又は壁面に直塗りした広告物

(3)　電柱、街灯柱等の表面に接して巻き付けた広告物

3　点検の結果、異常がある場合は、周囲の安全を確保したうえで、速やかに補修し、その異常箇所の補修前後の写真を撮影すること。異常の有無の判断（10の後段の経過観察の判断を含む。）は、当該箇所の経年変化・損傷等が想定しうる範囲で進行したとしても3年以内に広告物又は掲出物件が倒壊、剥離、破損、落下又は傾斜するおそれはなく、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものであるかどうかで行うこと。

4　広告物等の異常が明らかな場合にあっては、改善がなされていない場合は、条例の規定に基づき、当該広告物又は掲出物件の改修、除却等必要な措置を命ずる場合がある。

【作成等要領】

5　物件ごとに報告書を作成すること。

6　「該当要件（資格等）」欄は、点検者の有する該当要件（資格等）の名称を記入すること。（2を参照）

7　次に掲げる書類を添付すること。

(1)　広告物等の現況カラー写真（点検箇所に異常がある場合は、その点検箇所の補修前及び補修後のカラー写真）

(2)　点検者の該当要件（資格等）を証する書面の写し

8　点検を行った広告物等の種類により、該当する点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引くこと。

9　「異常の有・無」欄は、3の後段により、いずれか該当する方を○で囲むこと。なお、10の後段の経過観察等の場合「無」に○をすること。

10 「改善の概要」欄は、点検の結果により改善を行った状況を記入すること。なお、点検の結果、直ちに補修を必要としない程度の腐食等その他の劣化が確認された場合であって、この点検後の許可の有効期間の更新からその次の許可の有効期間の更新に係る点検まで経過観察を行う等その他の措置が必要と判断されるときは、その措置の内容を記載すること。